

## 作成の流れ

市

### ■ 個別避難計画の作成について

制度の  
説明

制度の  
周知

町内会・自治会等 / 市

制度の  
説明

制度の  
説明

避難行動  
要支援者

協力

避難支援  
等関係者

### ■ 個別避難計画の作成について

同意

情報共有

◎鶴岡市  
◎町内会・自治会等  
◎本人

不同意

作成に同意が得られるよう  
継続して働きかけます。

### ■ 同意書と個別避難計画の作成

本人・家族

話し合い

話し合い

町内会・自治会

避難支援等関係者

話し合い

市

個別避難計画  
(兼同意書)の提出

個別避難計画の共有

### 避難支援等関係者

個別避難計画は避難支援の目的以外に使用  
しません。要支援者が同意した者以外が関  
覧することがないように配慮します。

## 説明 (Q & A)

### ● 個別避難計画とは何ですか？

災害時に支援が必要な人の、ひとり一人の実情に合わせた具体的な避難計画のことです。

### ● 避難支援等関係者とはどのような方々ですか？

要支援者の日頃の見守りや災害時の支援に携わる方々です。

- 町内会・自治会
- 自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- 消防団
- 地域包括支援センター など

他にも協力してくれる人がいます。

- 親族
- 近隣住民
- 友人・知人
- その他、避難支援が可能な方

### ● どんな時に個別避難計画が活用されるのですか？

平常時 | 日常の声かけ等の見守りや避難訓練実施の際に活用  
されます。

災害時 | 個別避難計画に基づいた支援や安否確認の際に活用  
されます。

名簿情報の提供・共有に同意した要支援者と、町内会・自治  
会、避難支援関係者が一緒に個別避難計画を作成します。

### ● 避難行動要支援者の定義を教えてください。

災害時に自ら避難することが困難で支援を要する方

- ア 後期高齢者（75歳以上）単身世帯の世帯員
- イ 後期高齢者（75歳以上）のみの世帯員
- ウ 介護保険法における要介護3以上の認定者
- エ 身体障害者手帳1級若しくは2級所持者
- オ 療育手帳A所持者
- カ 精神保健福祉手帳1級所持者
- キ 上記以外で避難支援を希望する者



※福祉施設入所者や長期入院などの方は、  
病院や福祉施設等での対応となります。